『伊賀市学校職員の総勤務時間縮減のための業務改善ポリシー』の配付にあたって

～心身ともにゆとりをもち、心も身体も健康に教育活動に打ち込むための取組～

学校における総勤務時間の縮減は、教職員が心身にわたる健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを図りながら意欲を持って教育活動を継続する観点から大変重要な課題です。

取組の推進のためには県教育委員会と各市町等教育委員会が連携し、市町等教育委員会は、管内の教職員の服務監督権者として取組の指導・助言を行い、校長はリーダーシップを発揮しながら、教職員全員と課題を共有し総勤務時間縮減の取組を進めることが重要です。

２０２５年９月、給特法等改正法の成立を受け、文部科学省は学校における働き方改革を促す新しい指針を公示しました。

国の指針では、２０２９年度（令和１１年度）までに「１か月時間外在校等時間が４５時間以下の教職員の割合１００％」「年間の１か月時間外在校等時間の平均３０時間程度」「１年間の時間外在校等時間３６０時間以下を目指す」という目標が設定されました。また、留意事項として、「３０時間となるまで業務を行うことを推奨するものとして解してはならない」「自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはならない」ことなどが明記されました。

事務職員、学校栄養職員等については、３６協定における時間外労働の限度時間が適用されます。

三重県教育委員会は、これまでも『三重県教育ビジョン』等をもとにして、教職員の総勤務時間の縮減を進めてきました。２０１８（平成３０）年３月には「教職員の総勤務時間縮減に向けた取組について」「三重県部活動ガイドライン」を発出し、教職員の働き方改革について具体的な取組を進めてきました。

さらに２０２０（令和２）年３月には、「改正給特法」「国の指針」に基づき「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」を策定し、「教育委員会には、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があること」「学校の業務は本来、正規の勤務時間で終われるように調整すべきものであること」「『上限時間』の遵守が前提となること」など、県及び市町が統一して取り組むための考え方をまとめました。

伊賀市教育委員会は、２００９（平成２１）年度より行っている「時間外労働時間の報告」や、「教職員満足度調査」の結果から明らかになった厳しい現状を受け、２０１６（平成２８）年８月「伊賀市立学校職員安全衛生管理規定」を定め、伊賀市教育委員会、伊賀市小中学校長会、三重県教職員組合伊賀支部で組織する「伊賀市総括安全衛生委員会」において、総勤務時間縮減に向けた具体的な対策について、懇談・議論を重ねてきました。その結果、２０１７（平成２９）年４月『伊賀市学校職員の総勤務時間縮減のための業務改善ポリシー』（policy＝強い方針）を策定し、これをもとにして具体的な取組を進めてきました。

そのような中、２０２０（令和２）年３月、改正給特法や国・県の方針に基づき「伊賀市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」を策定しました。

２０２６（令和８）年４月には、国の指針などを踏まえ、「業務量管理・健康確保措置実施計画」が策定され、上限規制をはじめとする『学校における働き方改革』について取組を進めようとしています。

これらの取組を効果的に進めるために、伊賀市総括安全衛生委員会では、『伊賀市学校職員の総勤務時間縮減のための業務改善ポリシー』を作成し、教職員の総勤務時間縮減についての取組をさらに進めていきたいと考えています。『１１時間を目安にした勤務間インターバルの取組』についても今年度、新たに文言が追加されました。伊賀市の教職員が、心身ともにゆとりをもち、健康で元気に教育活動に打ち込むことが、伊賀市の教育発展の基盤であり、何よりも子どもたちのためだと考えています。業務改善ポリシーをもとにこの取組をより実行あるものにしていきましょう！

2026（令和８）年４月
伊賀市総括安全衛生委員会

「伊賀市立小中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の主な内容

☆「時間外在校等時間」の上限時間

①１カ月の「時間外在校等時間」　：　45時間以内

②１年間の「時間外在校等時間」　：　360時間以内

☆留意事項

①上限時間について

・上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。

・「方針」は「学校における働き方改革」の一環であり、「在校等時間」の長時間化を防ぐ他の取組と合わせて取り組むべきであることに十分留意する。

・教育委員会は、学校や教育職員に、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

②虚偽の記録について

・実際より短い虚偽の時間を記録し、また記録させることがあってはならない。

③持ち帰り業務について

・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間遵守することのみを目的とした持ち帰りは厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

☆用語の説明（「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン運用に係るQ&A」　２０１９年３月　文部科学省）

「在校時間」…学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間。

「時間外在校等時間」…「在校等時間 － 勤務時間（7時間45分）」

※「在校等時間」＝「在校時間」

＋「職務として行う研修や引率、家庭訪問等の校外での業務の時間」

－「休憩時間」

－「所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務の時間」

「所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間」…上司からの指示や児童生徒・保護者からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間。

※例えば教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会（出張にしない研究会等）に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間。